

令和2年8月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度8月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第30号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第31号	農地法第3条許可申請書審議について	(8件)
議案第32号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第33号	農地法第5条許可申請書審議について	(4件)
議案第34号	農用地利用集積計画審議について	(31件)
議案第35号	非農地証明願出書審議について	(3件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (1人)

12番 横山 義晴

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

22番 松崎 秀樹

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和2年度8月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、推進委員が14名出席しております。  
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。  
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、6番「重水 賢治」委員と、7番「馬場 五男」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第30号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1の種別は除外です。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
9番 議案第30号の番号1について報告いたします。  
令和2年8月24日、私と日吉地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるか否かについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れはありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございましたか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第30号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第30号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

次に、日程第3、議案第31号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。

それでは、まず議事参与制限の案件を先に審議します。

山口 義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の4頁をご覧ください。1件です。  
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は29,501㎡、作物は水稻です。  
以上、計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

18番 議案第31号の番号8について報告いたします。

令和2年8月19日、私と副の本村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。山口委員が関係する番号8の案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第31号の山口委員が関係する番号8の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会長 賛成多数です。議案第31号の山口委員が関係する番号8の案件について、許可することに決定しました。

山口委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]

会長 議案第31号の議事参与制限以外の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁から4頁をご覧ください。7件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,069㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,097㎡、作物はオリーブです。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,047㎡、作物はオリーブです。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は642㎡、作物は野菜です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は894㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は25,831㎡、作物は果樹です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は69,878㎡、作物は茶です。

以上、計7件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

事務局 番号1については、本日横山委員が欠席であり、事前に現地調査報告書を預かっておりますので、事務局の方で代読いたします。

12番 議案第31号の番号1について報告いたします。

令和2年8月20日、私と副の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 17番 議案第31号の番号2について報告いたします。  
令和2年8月22日、私と正の馬場会長は、申請人代理人のもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 17番 議案第31号の番号3について報告いたします。  
令和2年8月22日、私と副の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 5番 議案第31号の番号4について報告いたします。  
令和2年8月24日、私と副の馬場（五）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 8番 議案第31号の番号5について報告いたします。  
令和2年8月20日、私と副の松崎（弘）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 10番 議案第31号の番号6について報告いたします。  
令和2年8月21日、私と副の池畑委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第31号の番号7について報告いたします。

令和2年8月20日、私と副の春成委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議事参与制限以外の案件について許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑がございませんので、議案第31号の議事参与制限以外の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第31号の議事参与制限以外の案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第32号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の13頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

18番 議案第32号の番号1について報告いたします。

令和2年8月19日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第32号の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第32号の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第32号のすべての案件について許可することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第33号農地法第5条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 資料の15頁をご覧ください。4件です。  
番号1及び番号2の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。  
番号3の転用目的は、共同住宅、権利種別は使用貸借権です。  
番号4の転用目的は、牛舎・飼料置場、権利種別は所有権移転です。  
以上、計4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 事務局 番号1については、本日横山委員が欠席であり、事前に現地調査報告書を預かっておりますので、事務局の方で代読いたします。  
12番 議案第33号の番号1について報告いたします。  
令和2年8月20日、私と副の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。代読での報告を終わります。
- 6番 議案第33号の番号2について報告いたします。  
令和2年8月19日、私と副の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 8番 議案第33号の番号3について報告いたします。  
令和2年8月20日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 8番 議案第33号の番号4について報告いたします。  
令和2年8月24日、私と副の瀧間委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第33号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

2番 番号2について、以前の申請で、今回申請されている農地とあわせて隣接する農地と、今回より広い面積でキャンプ場への転用の申請があったかと思いますが、その後、開発の関係で前回は取下げたそうで、今回は、前回より縮小し申請されたようですが、そこで事務局への質問ですが、この開発の面積は2,000㎡以上なのか3,000㎡以上なのか、それと宅地も含まれるのかお尋ねします。

会長 事務局、これまでの経緯をお話ししてください。

事務局 これまでの経緯ですが、4月に今回の申請地を含め隣接する3筆と合わせて、計4筆でキャンプ場及びその駐車場のということでの申請でありました。その際、3,000㎡を超えておりましたので申請人に土地利用協議が必要である旨の説明をし、建設課の方へも話しに行くよう説明をいたしました。その後、県の常設委員会でも許可して差し支えない旨の議決となり許可証発行となりましたが、その後、土地利用協議については、話をしていく中で規模を縮小し、計画を変更したいとのことで、6月に許可の取消し申請が出されたため、許可については取消したところでございます。

このようなことで、今回の申請については、申請地の北西側に隣接する宅地があり住宅が建っておりますが、申請人もこの住宅に住み、また古民家賃貸住宅として部屋を貸し出すため、お客様用の駐車場としての申請でございました。

なお、4月の申請時に4筆で申請され、今回はそのうちの1筆であります。残りの3筆については、先月の総会で非農地として承認されております。以上です。

2番 面積は2,000㎡以上なのか3,000㎡以上なのかと、宅地も含まれるのか教えてください。  
事務局 一体利用ですので、宅地も含めて3,000㎡です。

2番 今後、このようなことがあったら、調査員へも調査依頼の際、お知らせしておいてください。

会長 他にはございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第33号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第33号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第34号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 藤崎 善行委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

33番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 25頁の番号19、番号20です。貸借です。

面積について、田は2,459㎡、畑はなし、計2,459㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致し

ていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございせんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第34号の藤崎委員が関係する番号19、番号20の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第34号の委員が関係する番号19、番号20の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

藤崎委員に着席の連絡をしてください。

33番 [着席]

会長 議案第34号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の20頁から25頁です。貸借です。

面積について、田は12,552㎡、畑は13,086㎡、計25,638㎡、うち再設定面積は1,785㎡、利用権設定件数は19件、うち再設定件数は2件です。

続いて、農地中間管理機構分です。資料の26頁から28頁です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は13,220㎡、計13,220㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は10件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございせんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第34号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第34号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

次に、日程第7、議案第35号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の29頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1及び番号2は、20年以上経過した宅地です。

番号3は、雑種地（公民館敷地）となっております。

以上、計3件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第35号の番号1について報告いたします。

令和2年8月20日、私と副の松崎（弘）委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第35号の番号2について報告いたします。

令和2年8月20日、私と副の春成委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第35号の番号3について報告いたします。

令和2年8月26日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、5号雑種地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第35号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第35号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

2番 令和2年度8月総会を閉会します。

( 閉会 10時00分 )

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長 ..... (印)

6番 ..... (印)

7番 ..... (印)